

平成 30 年度愛媛県ビッグデータ活用県民健康づくり協議会

次 第

日 時：平成 30 年 7 月 24 日（火）

19:00～20:30

場 所：愛媛県医師会館 4 階会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 会長選出

4 議 事

(1) 事業概要について

(2) 平成 30 年度事業計画について

(3) データ分析について

(4) その他

5 閉 会

平成30年度愛媛県ビッグデータ活用県民健康づくり協議会議出席者名簿

(委員)

所 属	職 名	氏 名	備 考
全国健康保険協会愛媛支部	企画総務部長	井花 繁	
愛媛県医師会	常任理事	窪田 理	
松山市保健所	所長	近藤 弘一	欠 席
愛媛大学大学院医学系研究科	教授	斉藤 功	
砥部町保健センター	センター長	篠原 万喜枝	
愛媛県保健福祉部健康衛生局	局長	新山 徹二	
愛媛県歯科医師会	専務理事	西岡 信治	
愛媛県立医療技術大学看護学科	学科長	野村 美千江	
愛媛県栄養士会	会長	濱田 千鶴	
愛媛県宇和島保健所	所長	廣瀬 浩美	
愛媛県総合保健協会	医長	藤本 弘一郎	
愛媛県国民健康保険団体連合会	保健事業課長	森 恵一	

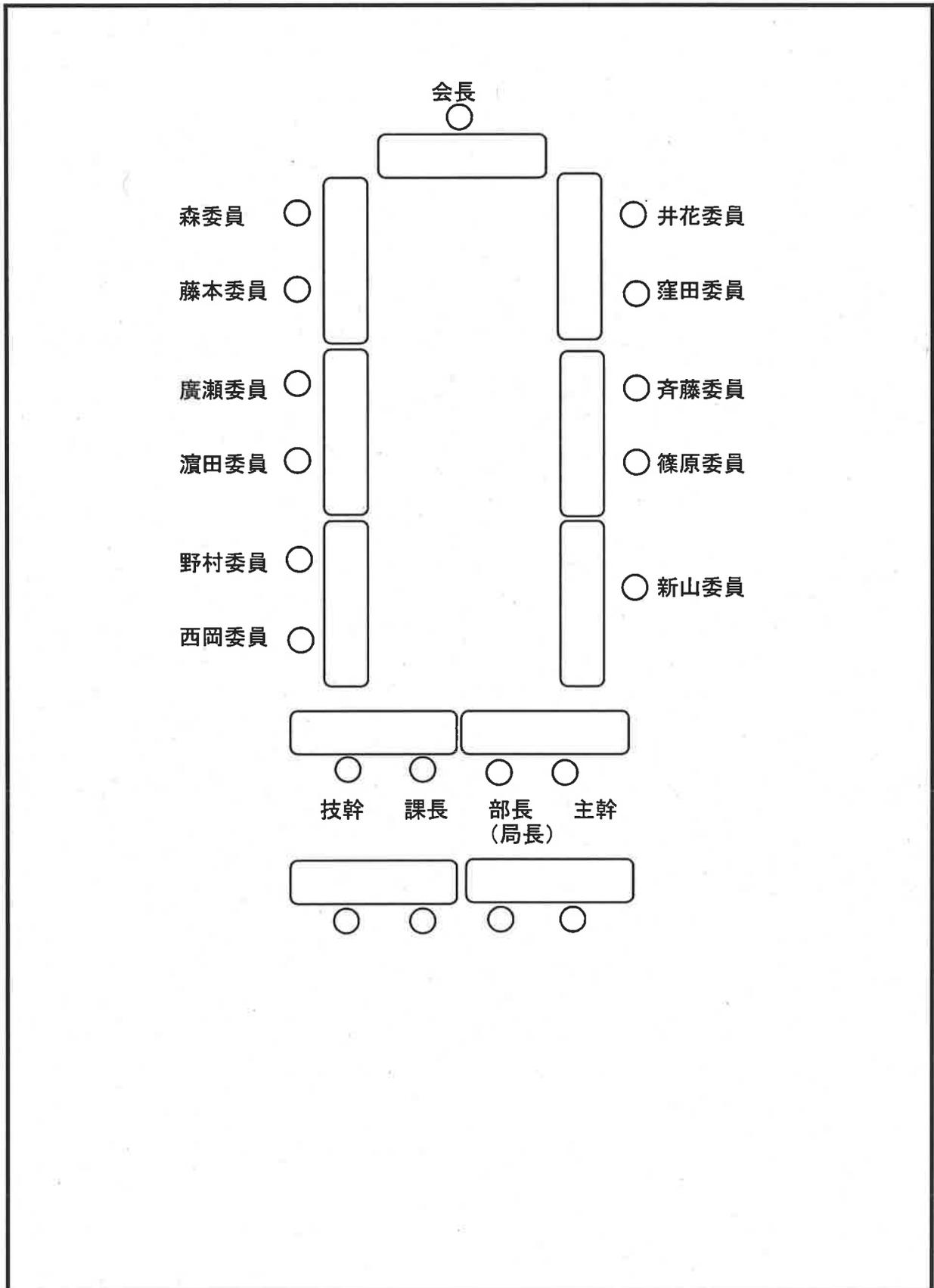
(愛媛県)

所 属	職 名	氏 名	備 考
愛媛県保健福祉部	部 長	山口 真司	(代理) 健康衛生局長 新山 徹二
	健康増進課長	竹内 豊	
	健康増進課技幹	森田 圭子	
	健康増進課主幹	倉田 悟志	
	健康増進課担当係長	中田 一郎	
	健康増進課専門員	三谷 幸子	
	健康増進課主任	瀬戸 裕一	
	健康増進課主事	清水 雄飛	

平成30年度愛媛県ビッグデータ活用県民健康づくり協議会配席図

日時:平成30年7月24日(火)19:00~

場所:愛媛県医師会館4階会議室



愛媛県ビッグデータ活用県民健康づくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県の健診・医療・介護に係る客観的なデータ(以下「ビッグデータ」という。)に基づく全県的な疾病予防や健康づくり等を推進し、健康寿命の延伸、医療費の抑制等を図るため、愛媛県ビッグデータ活用県民健康づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) ビッグデータを活用した事業の企画・実施・評価に関する助言
- (2) 県民に対する情報発信
- (3) その他ビッグデータを活用した健康づくりの推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、健康づくりに関する専門知識を有する者及び医療関係団体、公衆衛生従事者、健診団体等のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員を生じたときにおける後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員が互選し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、議長となる。

2 会長は会議の開催が困難な場合は、書面による表決を求め、これを会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは、協議会に委員以外の関係者を出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は保健福祉部健康衛生局健康増進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月24日から施行する。